

大学生の労働意識・労働組合認識の獲得過程 と就職活動に与える影響

GOTO, Kayo / 上西, 充子 / 梅崎, 修 / 南雲, 智映 / 後藤,
嘉代 / UENISHI, Mitsuko / UMEZAKI, Osamu / NAGUMO, Chiaki

(出版者 / Publisher)

法政大学キャリアデザイン学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

生涯学習とキャリアデザイン : 法政大学キャリアデザイン学会紀要 = Lifelong
learning and career studies

(巻 / Volume)

11

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

75

(終了ページ / End Page)

88

(発行年 / Year)

2014-02

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00009645>

〈研究ノート〉

大学生の労働意識・労働組合認識の獲得過程と 就職活動に与える影響

法政大学キャリアデザイン学部教授 上西 充子
法政大学キャリアデザイン学部准教授 梅崎 修
連合総合生活開発研究所研究員 南雲 智映
労働調査協議会調査研究員 後藤 嘉代

1 はじめに

厚生労働省は2013年9月を「過重労働重点監督月間」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して「過重労働重点監督」を集中的に実施した。若者の「使い捨て」が疑われる企業等の調査を厚生労働省が行ったのは、これが初めてであるという。調査は5,111事業場に対して行われ、同年12月17日に公表された結果（厚生労働省2013）によれば、4,189事業場（82.0%）に何らかの労働基準関係法令違反が認められた。違法な時間外労働があった事業所は2,241事業場（43.8%）、賃金不払い残業があった事業場は1,221事業場（23.9%）にのぼる。また、重点監督時に把握した、1か月の時間外・休日労働時間が最長の者の実績が、過労死ラインである80時間を超えている事業場も1,230事業場（24.1%）に及んでいた。

中には、長時間労働等により精神障害を発症したとする労災請求があった事業場で、その後も36協定の上限時間を超えて、月80時間を超える時間外労働が行われていた例や、社員の7割に及ぶ係長職以上の者（半数程度が20歳代）を管理監督者として取扱い、時間外労働に係る割増賃金を支払っていなかった事例などもある。

このような違法状態が横行している背景には、デフレが続く中での値下げ圧力や競争の激化もあるものの、労働者が労働法の知識を十分に持っておらずその無知につけ込む形で不適切な労務管理が行われている実態があると考えられる。また労働者が知識を持っていたとしても、労働組合等を通じた権利主張に動かずにいることも、違法状態の横行を許していると考えられる。

このような問題状況に対して厚生労働省（2009）は「労働者が、みずからの権利や義務についての知識等を単に「知っている」だけでは不十分であり、問題が生じた場合の相談窓口などの幅広い知識もあわせて習得するとともに、知識等を実際に生かして適切な行動をとる能力を身に付けておくことも必要不可欠」と指摘していた。しかしながらその後、文部科学省主導で進められたキャリア教育の中では「労働者としての権利・義務等についての知識等」を習得させることについての必要性は指摘されつつも（たとえば、文部科学省2011）、学校教育現場でどのように「生きた」知識としての労働法を習得させるのか、詳しい検討は行われておらず、各教育現場の意欲と工夫にゆだねられているように思われる。2013年10月には日本労働弁護団が「ワークルール教育推進法の制定を求める意見書」（日本労働弁護団 2013）

を公表し、「ワークルール教育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、健全で安定した労働関係の形成に資することを目的とする法律を制定すること」を求めているが、まだその道は遠いと言わざるを得ない。

このような現状の中で、大学生はどの程度、労働法に関する知識を持っているのか、労働組合をどのように認知しているのか、アルバイト就労においてどのような扱いを受けているのか、また、違法な扱いを受けた際にどのような行動をとっているのか、そしてそれらは、彼らのアルバイト就労状況や就職活動とどのように関係しているのか。それらを調査によって把握し、検討することは、現状を打開していく方向性をさぐる上で重要である。そこで我々は、大学3年生、4年生各700人を対象に、大学生の労働意識や、労働知識・労働組合認識の獲得状況・獲得過程と、それらが就職活動に与える影響を検討するための調査を実施した。

2 調査概要

本調査（「大学生の労働意識、労働知識調査」）の対象は、全国の国公立又は私立大学に在籍する3、4年生である。

調査対象の選定については、あらかじめ調査対象数を3、4年生各700人、計1400人と設定し、文部科学省「平成25年学校基本調査（速報版）」の学部学生数をもとに、学年、性別、専攻（文系、理系、その他）別のサンプル割付基準を作成した。この割付基準をもとに株式会社マクロミルに登録している大学生の属性に応じて希望サンプル数を決定し、回答を依頼した。調査はすべての層が希望サンプル数に達するまで継続し、標本を決定している。回収サンプル数は合計1,448、各層ごとの回収サンプル数は表1のとおりである。

本調査の調査期間は2013年10月4日～10月7日である。

調査実施は株式会社マクロミルに調査作業を委託し、Web画面上での個別記入方式で実施した。

表1 調査対象者
(割付基準、希望サンプル、回収サンプル)

			学校基本調査に基づく割付	希望サンプル	回収サンプル
男性	3年生	文系	210	194	200
		理系	154	193	199
		その他	32	9	10
	4年生	文系	210	225	232
		理系	154	161	166
		その他	32	10	11
女性	3年生	文系	175	175	181
		理系	75	75	78
		その他	54	54	56
	4年生	文系	175	175	181
		理系	75	75	78
		その他	54	54	56
合計			1400	1400	1448

3 回答者属性

本節では、調査に回答した学生の属性ならびに学生が在籍する大学について確認する。

(1) 性別、年齢

回答者の男女構成は、大学3年生、4年生ともに男性が56.5%、女性が43.5%である。

年齢をみると、大学3年生は平均21.0歳、4年生は平均22.1歳で、「20歳～24歳」が96.6%を占める（「25～29歳」は3.4%）。

(2) 大学の種類

「難関国公立大学」、「一般国公立大学」、「難関私立大学」、「一般私立大学」、「その他」の5つの選択肢を挙げ、在籍している大学の種類を学生自身に回答してもらった。その回答をみると、「一般私立大学」が50.3%とほぼ半数を占め、「難関私立大学」（14.2%）を合わせると、私立大学の割合が全体の3分の2近くを占める。一方、国公立大学は、「一般国公立大学」が22.6%、「難関国公立大学」が11.4%で、「その他」は1.6%である。大学3年生でやや国公立大学が多いが、学年による違いはみられない。

(3) 学科／専攻

調査概要でみたように、本調査では調査対象者を選定する際、学生が在籍している大学の学科／

表2 在籍している大学での学科、専攻

	文系						理系					その他 (家政、 芸術等)
	人文科学系(文学等)	教員養成系	社会科学系1(法学、政治学等)	社会科学系2(経済学、経営学、商学、社会学等)	その他文系	文系計	理工系	農学系	医学・歯学・薬学・保健・看護系	その他理系	理系計	
全体	12.3	3.9	10.8	19.8	8.1	54.8	20.8	3.2	8.1	3.9	36.0	9.2
大学3年生	12.0	4.1	10.1	18.6	7.7	52.6	22.4	4.4	7.9	3.6	38.3	9.1
大学4年生	12.6	3.6	11.5	21.0	8.4	57.0	19.2	1.9	8.3	4.3	33.7	9.3

専攻について、文系、理系、その他の3つの区分によって割付を行っている。表2は文系、理系それぞれについてさらに詳細な学科をみたものである。

回答した学生の学科／専攻の構成をみると、文系が54.8%、理系が36.0%、「その他（家政、芸術等）」が9.2%である。

文系では、「社会科学系2（経済学、経営学、商学、社会学等）」が19.8%と最も多く、文系の学生の36.1%を占める。そのほか、「人文科学系（文学等）」が12.3%、「社会科学系1（法学、政治学等）」（10.8%）などがそれぞれ1割ずつを占める。

理系については、「理工系」が20.8%と最も多く、理系の学生の57.8%を占める。そのほか、理系では、「医学・歯学・薬学・保健・看護系」（8.1%）が「理工系」に次いで多い。

(4) 大学の所在地

大学の所在地については、47都道府県すべてに回答があったが（4件は海外）、「東京都」が25.6%と約4分の1を占める。以下、比率は大きく下がるが、「大阪府」（7.4%）、「愛知県」（7.0%）、「京都府」（6.3%）、「北海道」（5.9%）、「神奈川県」（5.5%）などの回答が多い。

(5) 4年生の卒業後の状況

4年生に対しては、調査時点（2013年10月時点）での卒業後の進路をたずねている。その結果をみると、「内定を得て就職活動は終了した。民間企業（政府系機関、民間団体、NPO等を含む）に就職予定」（35.4%）と「内定を得て就職活動

は終了した。公務員または教員として就職予定」（4.6%）とを合わせた就職予定者は40.0%である。そのほか、「就職活動中（内定を得ているが活動中の場合や、公務員・教員採用試験の結果待ちの場合を含む）」が22.8%、「内定は得ていないが、今は就職活動はしていない」が13.5%、「就職や資格取得に関係するスクール（専門学校等）に進学予定」が1.8%、「大学院に進学予定」が13.0%、「その他」は9.0%である。

なお、専攻別にみると、理系の4年生は「大学院に進学予定」が31.1%と約3割を占め（文系は3.4%）、就職予定者の割合は32.8%と文系の4年生（47.2%）を大きく下回っている。

4 アルバイト

調査では、大学生の労働意識・労働組合認識の獲得過程を把握する手段の1つとして学生に対してアルバイトの経験をたずねている。本節では、大学2年次のアルバイトの経験（頻度）とともに、大学生のアルバイト生活の実態をみることにする。

(1) 大学2年次のアルバイト

大学2年次の授業期間中のアルバイトをみると（表3）、「アルバイトはしていなかった」は21.9%であり、ほぼ8割の学生がアルバイトを経験している。その頻度は「週3日以上」が36.3%と全体の3分の1強を占め、「週2日ぐらい」が22.1%、「週1日以下」が7.7%、「授業期間中にはやっていないが、長期休暇中のみアルバイト

表3 大学2年次の授業期間中のアルバイト

		週3日以上	週2日ぐらい	週1日以下	授業期間中にはやっていないが、長期休暇中のみアルバイトをした	アルバイトはしていなかった	件数
全体		36.3	22.1	7.7	12.0	21.9	1448
専攻	大学3年生	34.1	22.8	7.9	13.4	21.8	724
	大学4年生	38.5	21.4	7.5	10.6	22.0	724
学年	文系	40.9	21.7	6.7	10.5	20.3	794
	理系	30.5	24.0	8.3	13.8	23.4	521

をした」が12.0%となっている。大学3年生と4年生とで結果はほとんど変わらない。

また、大学2年次のアルバイトの頻度は、理系・文系の専攻の違いでやや差がみられる。文系・理系ともに8割近くの学生が大学2年次にアルバイトをしているが、「週3日以上」は文系40.9%に対し、理系は30.5%と約10ポイントの差がある。

さらに調査では、大学2年次にアルバイトをしていた学生(1,131人)に月平均のアルバイトの収入額をたずねている¹⁾。その結果をみると、平均4.8万円である。この額はアルバイトの頻度が高くなるほど多く、アルバイト日数が週1日以下では2.2万円、週2日ぐらいでは4.0万円、週3日以上では6.6万円である。

(2) アルバイトをする主な目的

次に大学生がアルバイトをする主な目的をみることにする。この設問については、これまでに経験したアルバイト全般についてたずねている。

複数回答の結果をみると(表4)、「昼食代や通

信費など、日々のお出費のため」(57.0%)、「旅行・レジャー資金のため」(55.2%)が過半数を占め、これらが、大学生がアルバイトをする際の二大目的となっていることがわかる。また、「学費や本代など、勉学費のため」(33.2%)、「社会経験のため」(33.5%)もそれぞれ3分の1前後と少なくない。そのほか、「住居費や光熱費など、生活費のため」が15.5%、「将来の仕事のため」が8.4%を占める。なお、「アルバイトをしたことはない」は9.5%である。

この結果を大学2年次のアルバイトの経験・頻度別にみると、週3日以上や週2日ぐらいアルバイトをしていた学生は、「昼食代や通信費など、日々のお出費のため」、「旅行・レジャー資金のため」が6～7割と多くなっている。さらに、週3日以上のアルバイトをしていた学生については「学費や本代など、勉学費のため」、「社会経験のため」、「住居費や光熱費など、生活費のため」などでも他の学生を上回る回答割合となっており、アルバイトの目的は多岐にわたっている。

表4 アルバイトをする主な目的(複数回答)

		昼食代や通信費など、日々のお出費のため	住居費や光熱費など、生活費のため	学費や本代など、勉学費のため	旅行・レジャー資金のため	社会経験のため	将来の仕事のため	その他	アルバイトをしたことはない	件数
全体		57.0	15.5	33.2	55.2	33.5	8.4	5.0	9.5	1448
ア 大 学 2 年 次 の ア ル バ イ ト	週3日以上	71.9	22.1	46.4	68.8	39.5	10.5	4.2	0.0	526
	週2日ぐらい	70.6	15.6	36.9	64.4	32.8	8.4	5.6	0.0	320
	週1日以下	52.3	15.3	30.6	57.7	32.4	8.1	3.6	0.0	111
	授業期間中にはやっていないが、長期休暇中のみアルバイトをした	45.4	10.9	25.9	54.0	36.8	8.6	8.6	0.0	174
	アルバイトはしてなかった	26.5	7.3	12.6	23.3	22.7	5.0	4.1	43.2	317

(3) 労働条件通知書、給与明細書の有無

これまでにアルバイトの経験がある学生(1,311人)を対象に、経験したアルバイトのなかで主なものについて、労働条件を記載した書面および給与明細書が渡されたかどうかをたずねた。

労働基準法では、労働契約を結ぶときには、使用者が労働者に対して労働条件を明示することを義務として定めており、契約期間、期間の定めのある契約の更新についてのきまり、仕事をする場所や内容、仕事の時間や休暇、賃金、退職に関することについては、書面による交付が義務付けられている(労働基準法第15条)。

労働条件を記載した書面については、「渡され、保管している(した)」が40.5%と約4割を占め、これに「渡されたが、保管していない(しなかった)」(13.7%)を合わせると労働条件を記載した書面を渡されている割合は半数程度にとどまる。一方、「書面をみせられたが、渡されなかった」(8.3%)、「書面はなく口頭での説明だけだった」(11.6%)、「書面も口頭説明もなかった」(8.5%)もあわせて3割近くを占める。なお、「よく覚えていない」は17.5%である。

給与明細書については、所得税法において、給与を支払う者は給与の支払いを受ける者に支払明細書を交付しなければならないと定められており、会社は学生アルバイトであっても給与を支払

う際には給与明細書を交付する義務がある(所得税法第231条)。

「毎月、アルバイト先から給与明細を受け取っていますか(受け取りましたか)」(ウェブ上で確認する形式のものも含む)という問いに対する回答をみると、「受け取っており、確認した上で保管している(した)」が55.0%と半数強を占め、「受け取っており、確認しているが保管していない(しなかった)」(22.3%)、「受け取ったが、確認も保管もしていない(しなかった)」(3.0%)を合わせると給与明細書を受け取っている割合は約8割を占める。一方、「受け取っていない」(15.6%)や「よくわからない」(4.0%)という回答も2割近くを占める。

(4) アルバイトで経験した不当な扱い

アルバイトで経験した不当な扱いとして、表5に示す18の違法行為と「その他の不当な扱い」、「(上記のような)不当な扱いは経験していない」の20の選択肢をあげ、これまでのアルバイトのなかで経験したことをすべてあげてもらった。

「不当な扱いは経験していない」は47.1%であり、半数強の学生がアルバイトのなかで不当な扱いを経験していることがわかる。大学2年次のアルバイトの経験・頻度別にみると週3日以上や週2日ぐらいアルバイトをしていた比較的アルバイ

表5 アルバイトで経験した不当な扱い(複数回答)

		実際に提示された労働条件が、募集や面接等の労働条件を書面で渡されなかった	就業規則が一方的に引き下げられた	賃金が一方的に引き下げられた	賃金が毎月決まった日に支払われなかった	残業代が支払われなかった	残業代が増えなかった	残業時間を過少申告させられた	給与明細書がもらえなかった	め年次有給休暇の取得を申請したが認められなかった	1日に6時間を超えて働いても休憩時間がもらえなかった	シフトや勤務日数、勤務時間を一方的に減らされた	労働災害を隠された	更新が更新されなかった	約を結んだ	違約金を損害賠償額を定めた労働契約を結んだ	差をせられた	ミスをした	いやがらせ(セクハラ、パワハラ)を受けた	セクシュアルハラスメント(性的ないやがらせ)を受けた	上司・同僚によるパワハラ・セクハラを受けた	その他の不当な扱い	上記のような不当な扱いは経験していない	件数
	全体	20.4	18.8	12.6	2.8	4.2	8.5	5.6	3.5	11.1	1.8	10.7	11.0	0.7	0.8	0.8	3.2	1.3	1.3	8.7	2.1	47.1	1311	
アルバイト年次	週3日以上	23.6	18.3	12.4	3.0	6.3	9.7	6.5	4.6	10.6	2.9	15.6	15.8	0.6	0.2	1.1	4.2	1.7	1.3	10.1	2.5	40.9	526	
	週2日ぐらい	21.6	22.5	13.8	4.1	2.2	11.6	7.2	3.4	12.5	1.6	10.6	12.2	0.9	1.6	0.3	1.6	1.3	7.8	2.5	41.9	320		
	週1日以下	21.6	23.4	20.7	0.9	2.7	5.4	3.6	3.6	17.1	0.9	6.3	8.1	0.9	0.9	0.9	3.6	1.8	10.8	0.9	47.7	111		
	授業期間中にはやっていないが、長期休暇中のみアルバイトをした	16.1	12.1	7.5	3.4	2.9	5.7	6.3	2.9	9.8	0.0	5.2	4.0	1.1	0.0	1.1	4.6	0.0	4.6	0.6	64.4	174		
	アルバイトはしていない	12.8	17.8	11.1	0.6	3.9	3.9	1.1	1.1	7.8	1.1	4.4	3.3	0.0	1.7	0.6	1.7	1.1	8.9	2.8	57.8	180		

トの頻度の高い層では「不当な扱いは経験していない」は4割程度にとどまり、6割が不当な扱いを経験している。

不当な扱いのなかで比率が高いのは、「実際の労働条件が、募集や面接等の際に提示された労働条件と違った」(20.4%)、「労働条件を書面で渡されなかった」(18.8%)で2割前後を占める。以下、「就業規則がいつでも確認できるようになっていなかった」(12.6%)、「給与明細書がもらえなかった」(11.1%)、「シフトや勤務日数、勤務時間を一方的に減らされた」(11.0%)、「1日に6時間を超えて働いても休憩時間がもらえなかった」(10.7%)、「上司・同僚によるパワーハラスメント(暴言、暴力)を受けた」(8.7%)、「残業代が支払われなかった」(8.5%)が1割前後で続いている。

次に、上記のような不当な扱いを経験した際の行動についてみると(表6)、「何もしなかった」(45.9%)が半数近くを占めており、具体的な行動をとった学生は半数程度である。具体的な行動の内容をみると、「そのアルバイトを辞めた」が24.0%と少なくなく、それ以外では、「友人に相談した」(23.2%)や「親に相談した」(16.9%)が2割前後、「職場の先輩社員・同僚に相談した」(12.3%)と「インターネットで調べた」(10.0%)、「上司に相談した」(7.8%)が1割前後を占める。

大学2年次のアルバイトの経験・頻度別にみると、週3日以上アルバイトしていた層では、「そのアルバイトを辞めた」や「何もしなかった」の割合がやや低くなっており、上司や職場の先輩・同僚、友人等に相談した割合がやや高くなっている。

5 労働意識・労働組合認識の獲得

本節では、大学生の労働意識・労働組合認識の獲得状況をみるために、労働にかかわる権利や制度の理解状況とともに、学生たちが「労働組合」をどの程度認知しているのかについてみることにする。

(1) 労働に関する権利や制度の理解

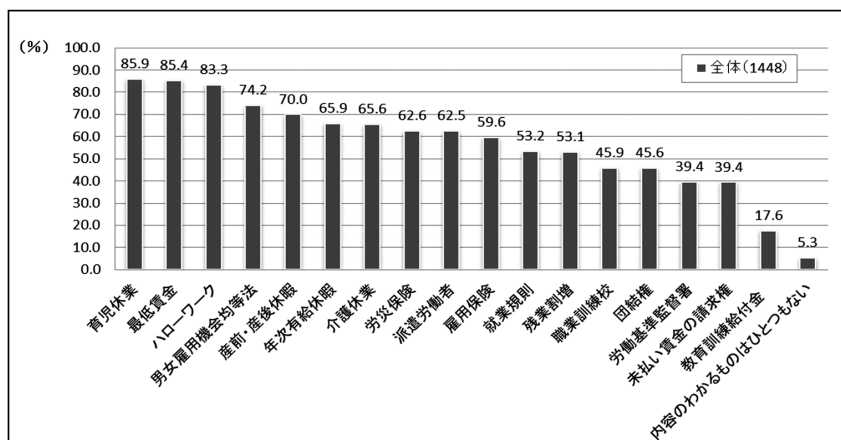
図1に示す17の労働に関する権利や制度について“内容のわかるもの”をすべて選んでもらった。その結果をみると、「育児休業」(85.9%)、「最低賃金」(85.4%)、「ハローワーク(公共職業安定所)」(83.3%)については8～9割に及んでいる。これらに続き、「男女雇用機会均等法」(74.2%)、「産前・産後休暇」(70.0%)、「年次有給休暇(年休)」(65.9%)、「介護休業」(65.6%)は7割前後、「労災保険」(62.6%)、「派遣労働者」(62.5%)、「雇用保険」(59.6%)が6割前後、「就業規則」(53.2%)、「残業割増」(53.1%)が半数強を占め、以上の項

表6 不当な扱いを経験した際の行動(複数回答)

		上司に相談した	掛合した 自分と勤務先の会社などに	職場の先輩社員・同僚に相談した	労働組合に相談した	労働基準監督署に相談・申告した	都道府県労働局・地方自治体の相談窓口を利用した	弁護士に相談した	NPOなどの相談窓口	親に相談した	家族(親以外)・親類に相談した	学校の先生に相談した	友人に相談した	インターネットで調べた	本や雑誌で調べた	そのアルバイトを辞めた	何もしなかった	その他	件数
	全体	7.8	3.6	12.3	0.9	1.0	1.0	0.3	0.6	16.9	3.9	1.9	23.2	10.0	1.7	24.0	45.9	0.6	693
ア 大 学 2 年 次 の ア ル バ イ ト	週3日以上	11.6	2.3	16.1	0.6	1.0	0.6	0.3	0.3	18.3	4.2	1.6	27.3	12.5	2.6	20.6	40.8	0.6	311
	週2日ぐらい	6.5	6.5	12.9	1.6	0.5	1.6	0.5	1.1	19.4	4.3	2.2	20.4	7.0	0.5	23.7	49.5	0.0	186
	週1日以下	3.4	3.4	1.7	1.7	3.4	3.4	0.0	1.7	10.3	5.2	3.4	19.0	5.2	1.7	29.3	51.7	0.0	58
	授業期間中にはやっていないが、長期休暇中のみアルバイトをした アルバイトはしていなかった	3.2	3.2	9.7	0.0	1.6	0.0	0.0	0.0	12.9	3.2	3.2	21.0	9.7	3.2	29.0	50.0	0.0	62
	アルバイトはしていなかった	2.6	2.6	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.2	1.3	0.0	18.4	10.5	0.0	30.3	50.0	2.6	76

注. アルバイトで不当な扱いを経験した学生が対象

図1 労働に関する権利や制度の理解



目は半数以上の学生が“内容のわかる”、すなわち理解していると回答している。一方、「職業訓練校（職業能力開発センター等）」（45.9%）、「団結権」（45.6%）、「労働基準監督署」（39.4%）、「未払い賃金の請求権」（39.4%）は4～5割程度、「教育訓練給付金」は17.6%と2割に満たない。

なお、学生1人が17の権利や制度のうち“内容のわかるもの”として選択した平均個数（「平均『理解』個数」。「内容のわかるものはひとつもない」を回答した学生を除く）は10.09個である（表7）。労働に関する権利や制度の理解状況について専攻別にみると、「内容のわかるものはない」は文系、理系ともに5%程度にとどまり、平均「理解」個数は文系10.62、理系9.51と1個程度の差がある。また、“内容のわかる”比率で上位にあ

げられている項目は文系、理系ともに共通しているが、「団結権」、「就業規則」、「労働基準監督署」については文系が理系を10ポイント以上上回るといった違いもみられる。

学年別ではいずれの項目も比率は大きく変わらない。

大学2年次のアルバイトの経験・頻度別では、アルバイトはしていなかった層で「団結権」、「最低賃金」、「残業割増」、「年次有給休暇（年休）」、「介護休業」、「男女雇用機会均等法」、「就業規則」などの比率が低いものの、アルバイトの頻度では明確な傾向はみられない。なお、「育児休業」と「ハローワーク（公共職業安定所）」については、専攻、学年、大学2年次のアルバイトの経験の有無にかかわらず8割以上の学生が“内容がわかる”と回

表7 労働に関する権利や制度の理解（属性別）

	団結権	最低賃金	残業割増	年次有給休暇（年休）	育児休業	介護休業	産前・産後休暇	未払い賃金の請求権	男女雇用機会均等法	就業規則	労災保険	雇用保険	教育訓練給付金	派遣労働者	ハローワーク（公共職業安定所）	労働基準監督署	職業訓練校（職業能力開発センター等）	ひとつもないものは	内容のわかるものは	件数	平均「理解」個数
全体	45.6	85.4	53.1	65.9	85.9	65.6	70.0	39.4	74.2	53.2	62.6	59.6	17.6	62.5	83.3	39.4	45.9	5.3	1448	10.09	
専攻	文系	52.5	97.4	55.2	68.5	85.8	68.8	71.8	43.8	75.9	58.9	65.0	61.7	21.3	66.2	84.3	46.1	48.9	5.0	794	10.62
	理系	38.8	84.3	52.4	64.7	85.4	60.3	65.6	35.9	72.0	45.9	60.3	57.4	13.6	57.6	81.6	33.0	42.4	5.2	521	9.51
学年	大学3年生	45.6	85.8	53.7	62.4	86.6	63.0	70.0	39.2	76.4	51.4	62.4	61.2	15.9	63.4	81.5	38.1	43.8	5.7	724	10.00
	大学4年生	45.7	84.9	52.5	69.3	85.2	68.2	69.9	39.5	72.0	55.1	62.8	58.0	19.3	61.6	85.1	40.7	47.9	5.0	724	10.18
アルバイト	週3日以上	49.2	87.5	59.9	73.4	86.7	68.1	74.1	42.0	78.3	56.7	64.6	59.3	19.2	64.8	83.1	40.3	46.2	4.2	526	10.53
	週2日ぐらい	47.2	89.1	59.4	66.3	87.5	67.5	68.8	41.6	75.6	59.4	64.7	63.8	17.2	63.8	83.4	43.8	43.1	3.4	320	10.42
	週1日以下	49.5	92.8	50.5	63.1	87.4	73.0	67.6	41.4	79.3	61.3	62.2	66.7	18.0	65.8	86.5	42.3	51.4	3.6	111	10.59
大学2年次のアルバイトはしていないが、長期休暇中のみアルバイトをした	41.4	81.0	54.0	60.9	83.9	60.3	67.2	35.6	68.4	46.6	56.3	57.5	13.8	61.5	83.3	31.6	43.1	6.3	174	9.47	
アルバイトはしていません	39.1	77.9	36.0	56.8	83.6	59.9	66.6	34.1	67.2	42.3	60.9	54.6	17.4	56.8	82.3	36.9	47.6	9.1	317	9.20	

答している。

(2) 労働に関する権利や制度をどのように学んだか

次に、こうした労働に関する権利や制度を学生たちがどのような場面で学んだのかについてみることにする。表8にあるように、「新聞やテレビの報道で知った」が51.6%と最も多く、以下、「中学、高校の授業で習った」(45.8%)、「インターネットの情報で知った」(43.8%)、「大学の授業やキャリアセンターなどによるセミナーで習った」(37.7%)が上位を占めている。これらの結果から、大学生が労働に関する権利や制度を学ぶきっかけは、学校教育ならびに各種メディアからの情報であることがわかる。

“内容のわかる”割合は制度によっては文系が理系を大きく上回っていたが、「大学の授業やキャリアセンターなどによるセミナーで習った」は文系46.7%、理系24.9%と20ポイント以上の差がついており、大学教育のなかで理系学生は労働に関する権利や制度を学ぶ機会が少ないことがうかがえる。

大学3年生と4年生とを比較すると、大学4年生では「就職活動を通して知った」(28.3%)が3割近くを占める。また、大学2年次のアルバイト経験・頻度別では、週3日以上アルバイトをしていた層では、「アルバイト先で知った」(27.6%)が3割近くと相対的に多い。以上の結果から、大学生にとって就職活動やアルバイトが労働に関す

る権利や制度を学ぶ1つの機会になっているといえるだろう。

(3) 労働組合の認知

次に、“労働組合”について学生たちがどの程度認知しているのかについてみることにする。

「あなたは労働組合を知っていますか」という設問に対して、「知らない」(1.3%)はごくわずかであり、「知っている」(48.9%)と「聞いたことはある」(49.8%)とに回答は二分されている。なお、労働組合を「知っている」学生の割合は団結権を“内容のわかる”ものと回答した学生の割合(45.6%)をやや上回る程度である。

大学4年生は「知っている」が50.4%と大学3年生(47.4%)をわずかに上回るものの、ほとんど差はみられない。専攻別にみると、文系は「知っている」が53.0%を占めるのに対し、理系は44.7%と約8ポイントの差がみられる。

大学2年次のアルバイトの経験・頻度別にみると、週3日以上と週2日ぐらいと回答した学生は「知っている」がともに52.5%を占めるが、アルバイトはしていなかった層では39.4%と少ない。ただし、アルバイトをしていなかった層でも「知らない」はごくわずかであり、アルバイトを経験した層に比べて「聞いたことはある」が多くなっている。

次に、労働組合を「知っている」又は「聞いたことはある」と回答した学生(1,429人)に対して、労働組合をどのような場面で学んだかを複数

表8 労働に関する権利や制度をどのように学んだか（複数回答）

	大学の授業やキャリアセンターなどによるセミナーで習った	中学、高校の授業で習った	アルバイト先で知った	就職活動を通して知った	親やきょうだいから話を聞いた	先輩や友人、知人から話を聞いた	新聞やテレビの報道で知った	インターネットの情報で知った	雑誌・書籍で知った	その他	件数
全体	37.7	45.8	19.7	17.7	26.4	14.5	51.6	43.8	15.0	1.5	1371
専攻											
文系	46.7	43.0	17.6	20.3	24.5	13.9	51.6	42.2	15.5	2.0	754
理系	24.9	49.2	21.7	13.2	27.7	15.0	51.0	47.4	13.8	0.8	494
学年											
大学3年生	34.6	50.2	19.3	6.9	24.7	13.8	51.2	43.3	15.5	1.9	683
大学4年生	40.8	41.4	20.1	28.3	28.1	15.3	51.9	44.2	14.5	1.0	688
アルバイト											
2年次のアルバイトの経験・頻度別											
週3日以上	38.5	45.8	27.6	19.0	27.0	16.9	46.6	41.1	13.1	1.6	504
週2日ぐらい	43.0	48.9	23.0	21.7	27.2	15.2	51.8	45.3	16.2	1.6	309
週1日以下	31.8	38.3	15.0	15.0	26.2	13.1	59.8	46.7	11.2	0.9	107
授業期間中にはやっていないが、長期休暇中のみアルバイトをした	38.0	47.9	18.4	17.2	25.8	12.3	47.2	43.6	17.8	1.2	163
アルバイトはしていなかった	32.6	44.1	4.9	12.2	25.0	11.5	59.4	45.8	17.0	1.4	288

表9 労働組合をどのように学んだか（複数回答）

		大学の授業 やキャリアセ ンターなど によるセミナー で習った	中学、高校 の授業で 習った	アルバイト先 で知った	就職活動 を通して知 った	親やきょう だいから話 を聞いた	先輩や友 人、知人 から話を 聞いた	新聞やテレ ビの報道 で知った	インターネ ットの情 報で知 った	雑誌・書籍 で知 った	その他	件数
全体		29.7	44.4	4.8	8.0	17.0	5.4	35.8	24.4	7.5	1.5	1429
専攻	文系	38.8	44.3	5.2	9.2	13.1	5.1	34.4	22.9	8.0	1.4	786
	理系	19.3	43.8	4.3	6.8	20.5	6.3	39.1	27.7	6.4	1.4	512
学年	大学3年生	27.5	48.0	3.9	3.1	15.0	4.4	35.7	22.9	7.3	1.5	712
	大学4年生	31.8	40.9	5.7	12.8	19.0	6.4	35.8	25.8	7.7	1.4	717
大学2年次のアルバイト	週3日以上	33.3	46.2	9.8	9.2	17.3	6.4	28.3	20.8	6.6	1.0	519
	週2日ぐらい	35.6	48.9	3.8	11.1	14.3	5.7	35.2	26.0	7.3	1.3	315
	週1日以下	15.6	43.1	0.9	5.5	23.9	7.3	42.2	22.0	7.3	3.7	109
	授業期間中にはやっていないが、長期休暇中のみアルバイトをした アルバイトはしていなかった	28.5	40.1	2.3	7.0	15.7	2.3	40.7	26.7	9.9	1.2	172
		23.2	39.8	0.3	4.1	17.5	4.5	43.6	28.0	8.0	1.9	314

回答の形でたずねた。その結果をみると（表9）、「中学、高校の授業で習った」が44.4%ともっとも多く、これに「新聞やテレビの報道で知った」（35.8%）、「大学の授業やキャリアセンターなどによるセミナーで習った」（29.7%）、「インターネットの情報で知った」（24.4%）、「親やきょうだいから話を聞いた」（17.0%）などが続いている。こうした結果から、労働に関する権利や制度と同様、大学生は学校教育ならびに各種メディアを経由して、労働組合を認知しているといえる。

専攻別にみると、「大学の授業やキャリアセンターなどによるセミナーで習った」が文系38.8%に対し、理系19.3%と差が大きく、専攻の違いにより、大学教育のなかで労働組合を認知する機会に差があることがうかがえる。また、4年生では「就職活動を通して知った」、アルバイトを週3日以上やっていた層で「アルバイト先で知った」がいずれも1割前後を占めるものの、労働に関する権利や制度の理解ほど、就職活動の経験やアルバイトの経験が労働組合の認知に結び付いていないといえる。

6 労働組合に対する評価

上記のように大学生の多くが、労働組合を「知っている」又は「聞いたことがある」としていた。では、学生たちは労働組合という組織をどのように評価しているのだろうか。本節では、労働組合

の必要性とともに、労働組合の活動に対する期待、そして4年生が就職先の選定の際に労働組合を意識したかどうかをみることにする。

(1) 労働組合は必要か

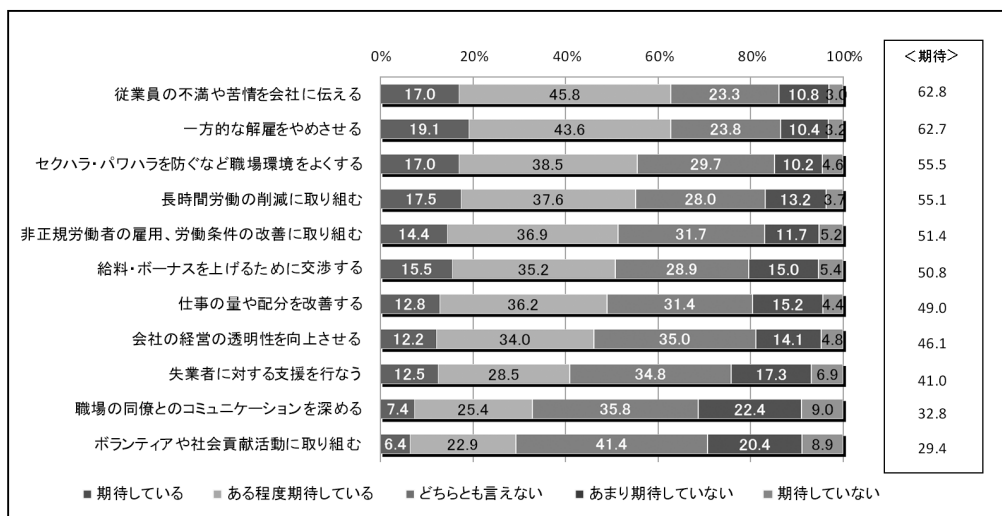
「あなたは労働組合が必要だと思いますか」という問いに対する回答では、「労働組合は是非必要だ」（26.2%）は3割弱で、これに「労働組合はどちらかといえばあった方がよい」（51.3%）を合わせると、4分の3以上の大学生が、労働組合が必要だと考えている。一方、「労働組合はあってもなくてもよい」が8.4%、「労働組合はない方がよい」は0.9%で労働組合の必要性に否定的な回答は1割程度となっている。そのほか、「よくわからない」が13.2%を占める。

以上のような結果は専攻別、学年別にみてもほとんど違いはみられない。大学2年次のアルバイトの経験・頻度別でも、アルバイトはしていなかった層で「よくわからない」（19.9%）がやや多い程度であり、目立った違いはみられない。

(2) 労働組合の活動に対する期待

次に、図2にあげる労働組合が行う様々な活動に対する期待度をみることにする。設問では、①従業員の不満や苦情を会社に伝える、②一方的な解雇をやめさせる、③給料・ボーナスを上げるために交渉する、④長時間労働の削減に取り組む、⑤仕事の量や配分を改善する、⑥職場の同僚との

図2 労働組合の活動に対する期待



コミュニケーションを深める、⑦セクハラ・パワハラを防ぐなど職場環境をよくする、⑧会社の経営の透明性を向上させる、⑨非正規労働者の雇用、労働条件の改善に取り組む、⑩失業者に対する支援を行なう、⑪ボランティアや社会貢献活動に取り組む、の11の活動について、「期待している」、「ある程度期待している」、「どちらとも言えない」、「あまり期待していない」、「期待していない」の5段階でたずねた。

「期待している」はいずれの活動も1～2割程度にとどまるが、これに「ある程度期待している」合わせた比率（以下、<期待している>と表記）でみると、「従業員の不満や苦情を会社に伝える」（62.8%）と「一方的な解雇をやめさせる」（62.7%）が6割強と多い。以下、「セクハラ・パワハラを防ぐなど職場環境をよくする」（55.5%）や「長時間労働の削減に取り組む」（55.1%）、「非正規労働者の雇用、労働条件の改善に取り組む」（51.4%）、「給料・ボーナスを上げるために交渉する」（50.8%）でも<期待している>は過半数を占める。一方、「職場の同僚とコミュニケーションを深める」や「ボランティアや社会貢献活動に取り組む」では<期待している>は3割前後にとどまり、<期待していない>（「あまり期待して

いない」と「期待していない」の合計）とほぼ同率を占めるが、回答を保留する割合も4割前後と多い。回答を保留する学生が多いこれらの活動は、学生にとって労働組合の活動としてイメージしにくいことが考えられる。

(3) 就職先の選定と労働組合

調査では、就職先に労働組合があった場合の加入意向についてもたずねている。この結果をみると、「ぜひ加入したいと思う」は9.2%だが、「どちらかといえば加入したいと思う」（49.6%）を合わせると、6割近くの学生が加入意向を持っている。一方、「全く加入したいと思わない」は3.4%とわずかであるが、これに「どちらかといえば加入したくない」（18.9%）を合わせると加入意向を持たない学生も2割強を占める。そのほか「よくわからない」と回答を保留した学生は19.0%である。こうした分布は専攻別、学年別、大学2年次のアルバイトの経験・頻度別にみても、目立った差はみられない。

さらに、4年生のなかで調査時点で「内定を得て就職活動は終了した。民間企業（政府系機関、民間団体、NPO等を含む）に就職予定」と「内定を得て就職活動は終了した。公務員・教員とし

て就職予定」と回答した289人の就職先の労働組合の有無をみると、「わからない」が65.1%とほぼ3分の2を占めており、「ある」が26.3%、「ない」は8.7%である。

また、就職先を選ぶ際に労働組合があるかどうかを意識したか、という問いに対しても「労働組合があるかどうかは意識しなかった」が77.5%と多数を占め、「労働組合があるかどうかを意識したが、特に調べなかった」が19.4%、「労働組合があるかどうかを調べた」はわずか3.1%にとどまっている。

以上の結果を見る限り、大学生の大半は就職先を選ぶ際に労働組合をほとんど意識していないといえるだろう。

7 就職活動との関連性

最後に、アルバイトの経験や、労働に関する権利や制度の理解、労働組合についての認知が、就職活動結果に影響を及ぼしているのかについてみることにする。

表10は4年生の調査時点での卒業後の進路別に、大学2年次のアルバイト、アルバイトで不当

な扱いを経験した際の行動、労働に関する権利や制度の理解、労働組合の認知状況をみたものである。

進学予定やその他を除いた卒業後に就職することが想定される学生に着目すると、大学2年次のアルバイトについては「内定を得て就職活動を終了した、就職予定」の学生では「週3日以上」が50.2%と約半数を占め、就職活動中や内定を得ていないが就職活動を休止している学生における割合を大きく上回っている。

また、アルバイトで不当な扱いを経験した際の行動をみると、「内定を得て就職活動を終了した、就職予定」の学生は、アルバイト先の上司や同僚、親などに相談したり、インターネット等で調べたりするなど「不当な扱いに対応した」割合が40.5%と他の層を上回っている。また、就職活動中の学生では「何もしなかった」、内定は得ていないが就職活動を休止している学生では「そのアルバイトを辞めた」が多いなど、それぞれの特徴が示されている。

次に、前掲の労働に関する権利や制度に対して「内容がわかる」と回答した個数の平均（平均「理解」個数）をみると、「内定を得て就職活動を終

表10 就職活動結果との関連（アルバイト、権利や制度の理解、労働組合認知）

		件数	大学2年次のアルバイト「週3日以上」	アルバイトで不当な扱いを経験した際の行動			労働に関する権利・制度平均「理解」個数	労働組合を「知っている」	
				不当な扱いに対応した	そのアルバイトを辞めた	何もしなかった			
全体		724	38.5	35.2	22.1	47.5	(358)	10.18	50.4
卒業後の進路	就職を想定	289	50.2	40.5	21.6	43.8	(153)	10.60	58.1
	内定を得て就職活動を終了した、就職予定	289	50.2	40.5	21.6	43.8	(153)	10.60	58.1
	就職活動中（内定を得ているが活動中の場合や、公務員・教員採用試験の結果待ちの場合を含む）	165	35.8	28.9	15.7	55.4	(83)	10.27	49.7
	内定は得ていないが、今は就職活動はしていない	98	27.6	37.0	34.8	39.1	(46)	9.86	42.9
	大学院に進学予定	94	29.8	24.4	22.2	60.0	(45)	10.43	46.8
その他	65	23.1	34.8	21.7	47.8	(23)	8.35	33.8	

注1：「内定を得て就職活動を終了し、就職予定」は、「内定を得て就職活動は終了した。民間企業（政府系機関、民間団体、NPO等を含む）に就職予定」と「内定を得て就職活動は終了した。公務員または教員として就職予定」とを足し合わせている。

注2：「就職や資格取得に関係するスクール（専門学校等）に進学予定」は件数が少ないため、表には掲載していない

注3：アルバイトで不当な扱いを経験した際の行動は、アルバイトで不当な扱いを経験したことがある学生を対象としている。また、「不当な扱いに対応した」は「何もしなかった」と「そのアルバイトを辞めた」「友人に相談した」を除外している。

了した、就職予定」の層は10.60個と最も多い。

労働組合の認知状況をみても、労働組合を「知っている」は「内定を得て就職活動を終了した、就職予定」で58.1%と6割近くを占め、就職活動中や就職活動休止中の学生の場合を上回っている。

以上のような結果から、学生時代のアルバイトの経験や、労働の権利や制度への理解が、就職活動結果に何らかの影響を及ぼしていることがうかがえる。

8 結語

本報告は、大学3年生、4年生各700人を対象に、大学生の労働意識や、労働知識・労働組合認識の獲得状況・獲得過程と、それらが就職活動に与える影響を記述統計によって把握したものである。大学生の学生生活や就職活動についての全国調査は多いが、労働意識や労働知識・労働組合認識について質問した全国調査は少ないと言えよう。分析の結果、明らかになった新しい発見事実は以下の通りである。

(1) 2013年10月時点で4年生の卒業後の進路を尋ねると、「就職活動中（内定を得ているが活動中の場合や、公務員・教員採用試験の結果待ちの場合を含む）」が22.8%、「内定は得ていないが、今は就職活動はしていない」が13.5%であり、景気回復による新卒就職市場の好転が伝えられる中でも、10月時点でかなりの学生が進路未決定であることがわかる。

(2) アルバイトは、約8割の学生（大学2年次）が経験しており、アルバイトをする理由も多様化している。「昼食代や通信費など、日々の出費のため」や「旅行・レジャー資金のため」が過半数を占めるが、「学費や本代など、勉強費のため」や「社会経験のため」もそれぞれ3分の1前後と少なくない。主に趣味や交友などで使う学生もいれば、生活や学業のためにアルバイトをせざるを得ない学生もいると言えよう。

(3) また、アルバイト経験の中で約半数の学生が

不当な扱いを経験していることがわかった。不当な扱いのなかで比率が高いのは、「実際の労働条件が、募集や面接等の際に提示された労働条件と違った」と「労働条件を書面で渡されなかった」である。アルバイトの不当な扱いや悪い労働条件は、メディアなども伝えられてきたが、その割合が非常に高いことが確認された。一方、企業からこのような不当な扱いを受けた学生が採る行動は、「何もしなかった」が半数近い。

(4) 労働に関する権利や制度の理解については、よく理解されているものと理解されていないものに分かれる。例えば、「育児休業」、「最低賃金」、「ハローワーク（公共職業安定所）」については8～9割に及んでいるが、その一方で「教育訓練給付金」は17.6%である。

(5) 労働に関する権利や制度の理解については、アルバイト経験やその頻度について差が生まれると考えられるが、アルバイトはしていなかった層で理解不足は確認できるが、その頻度では明確な傾向はみられない。すなわち、経験の有無は理解の差を生み出したとしても、経験の量は重要ではないと言える。加えて、労働に関する権利や制度の理解は、学校教育ならびに各種メディアからの情報であることがわかる。

(6) 労働組合に対しては、4分の3以上の大学生が「労働組合が必要だ」と考えている。具体的な組合活動に関しては、特に「従業員の不満や苦情を会社に伝えること」と「一方的な解雇をやめさせること」について期待度が高いことが確認された。さらに、就職先に労働組合があった場合の加入意向についても、6割近くの学生が加入意向を持っていることがわかった。しかし、大学4年生が就職先を選ぶ際に労働組合があるかどうかを意識したか、という問いに対しては「労働組合があるかどうかは意識しなかった」が8割近くと多数を占める。すなわち、労働組合の必要性や機能は知識としては知っているが、そのことが就職活動中の具体的な行動には影響を与えていない可能性が高い。

(7) 最後に、労働に関する権利や制度の理解や

労働組合の認知状況と就職活動結果の関係を分析し、権利や制度の理解が深いほど、また労働組合をよく知っているほど、内定を得て就職活動を終了していることが確認された。

上記のような本調査の事実発見は、就職活動中の大学生にとって「労働者としての権利・義務等についての知識等」の必要性が指摘される現在、基礎的な情報提供になると考えられる。大学生の現状を理解したうえで、教育や支援のあり方を検討すべきであると考ええる。

また、本稿の分析から明らかになった事実として、知識と行動のズレがあった。多くの学生は、労働組合の必要性や機能は知識としては知っていたが、就職活動中にその知識を重視していないという問題があった。なぜ、このようなズレが生まれるのかについてはさらなる検討が必要であろう。その一方で、労働に関する権利や制度の理解や労働組合の認知状況と就職活動結果の間には相関関係が確認できたので、就職活動に正の影響を与えている可能性もある。これらの複雑な因果関係については、本調査を使ってさらなる分析を追加していきたい。

注

- 1) 「授業期間中にはやっていないが、長期休暇中のみアルバイトをした」と回答した者については、「年間のアルバイト合計額を12で割った額」を記入してもらった。

参考文献

- 厚生労働省 (2009) 「今後の労働法関係制度をめぐる教育の在り方に関する研究会報告書」2009年2月27日
- 厚生労働省 (2013) 「若者の「使い捨て」が疑われる企業等への重点監督の実施状況」2013年12月17日
- 日本労働弁護団 (2013) 「ワークルール教育推進法の制定を求める意見書」2013年10月4日
- 文部科学省 (2011) 「学校が社会と協働して一日も早くすべての児童生徒に充実したキャリア教育を行うために」キャリア教育における外部人材活用等に関する調査研究協力者会議、2011年12月9日

※本調査は公益社団法人 教育文化協会による調査研究事業費を活用して実施したものである。謝してここに記す。

Development of College Students' Perceptions of Work and Labor Unions, and the Impact of these perceptions upon their Job Search

UENISHI Mitsuko
UMEZAKI Osamu
NAGUMO Chiaki
GOTO Kayo

This paper presents the results of a survey of 700 college juniors and seniors concerning their perceptions of work. Using descriptive statistics, the study attempts to provide insights into the ways in which college students acquire their knowledge regarding work and develop their perceptions of work and labor unions. This study discusses how these perceptions affect students' job searches and sheds light on their opinions of work and labor unions. Those students who grasp these issues rapidly seem to

acquire job offers quickly. While a number of nationwide surveys have been conducted on college students' lifestyles and their efforts to find jobs, studies on their perceptions and knowledge concerning work and labor unions are few. The findings of this study provide useful information about students' perceptions of the rights and responsibilities of workers at a time when awareness is growing of such knowledge's importance for job-seeking students.